

注意！

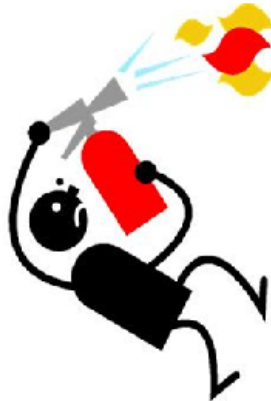
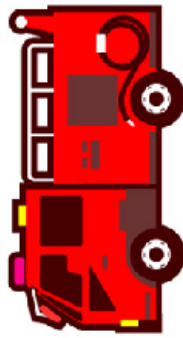
消火した後でも、 消防(119番)への通報が必要

火が完全に鎮火したかは、消防署による鎮火確認が必要になります



注意！
消火した後でも、
消防(119番)への通報が必要

火が完全に鎮火したかは、消防署による鎮火確認が必要になります



注意！

消火した後でも、
消防(119番)への通報が必要

火が完全に鎮火したかは、消防署による鎮火確認が必要になります



注意！

消火した後でも、
消防(119番)への通報が必要

火が完全に鎮火したかは、消防署による鎮火確認が必要になります



平成23年7月5日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長

小 島 憲 道

火災消火時における消防署への通報（119番）の徹底について（依頼）

標記のことについて、下記を参照のうえ、火災を発見した時は遅滞のなく消防署へ通報（119番）するほか、消火した後でも、消防署による鎮火確認が必要なため、必ず消防署へ通報（119番）するよう、徹底をお願いします。

併せて、関係する警備員などへも遺漏なく周知徹底をお願いします。

なお、別紙1のとおりポスターを作成しましたので、適宜掲示をお願いします。

記

1. 「火災」の定義

(1) 人の意に反して発生しもしくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火設備又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの。

(2) 人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象。

2. 関係法令 「消防法」の抜粋

第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

3. 「東京大学非常時及び緊急時の連絡体制」（別紙2のとおり）

※併せて各部局の緊急連絡体制の再確認もお願いいたします。

— 本件の問い合わせ先 —
環境安全衛生部 塚田・吉田
(内線 21051)
anei-2@adm.u-tokyo.ac.jp

資料 2 - 2

東大安環第 16 号

平成 25 年 5 月 8 日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長

火災発生時における通報体制の徹底について（依頼）

標記のことについて、過日、本学の建物から火災が発生した際に、火災発生から消防署への通報に約 1 時間の時間を要したことから、所轄消防署より火災等災害発生時の通報体制について憂慮する点があるとの指摘がありました。

通報の遅れは大火災に発展するケースもあることから、消防計画に基づく通報連絡体制及び貴部局で定めた緊急連絡体制について、連絡経路や情報の更新等を再確認し、火災発生時には消防署への迅速な通報を図るよう周知徹底方よろしくお願いします。

参考：過去の関連通知

火災消火時における消防署への通報（119 番）の徹底について（依頼）

（平成 23 年 7 月 5 日付け、環境安全本部長）

【本件担当】

本部環境安全課 関・瀧澤（内線 21051）

E-mail : kankyoanzenka@ml.adm.u-tokyo.ac.jp